

社会福祉法人西山福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西山福社会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円以下	0円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円以下	0円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円以下	0円

4 交通費が発生した場合には、その実費分を支給する。

(役員、評議員及び評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

但し、理事会及び評議員会に出席した場合の報酬は支払わない。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、常務理事が職員

と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

6 交通費は原則、実費分を支払うものとする。

(出張旅費)

第5条 役員、評議員および評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程を準用する。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員報酬総額)

第7条 役員報酬の総額は 5,000,000円 を超えないものとする。

附 則

この規程は、平成28年12月 1日より適用する。

この規定は、令和 1年 7月 1日より適用する。

この規定は、令和 1年11月 1日より適用する。

この規定は 令和 2年 4月 1日より適用する。

この規定は 令和 3年 4月 1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (月額)	200,000円	0円	
常 務 理 事 業 務 報 酬 等 (月額)	100,000円	0円	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000円	0円	
監 事 監 査 報 酬 等 (日額)	10,000円	0円	
評 議 員 選 任 解 任 委 員 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000円	0円	